

## 伊勢原市緊急経営支援特別資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市中小企業融資規則（昭和58年伊勢原市規則第5号。以下「融資規則」という。）第13条の規定に基づき、緊急景気対策の一環として経済環境の変動等に影響を受けている市内中小企業者等を支援するため、融資規則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(緊急経営支援特別資金)

第2条 緊急経営支援特別資金の融資は、別表に掲げるところにより行うものとする。

(委任)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年12月15日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の伊勢原市緊急経営支援特別資金融資要綱の規定は、平成8年度融資実行分から適用する。

附 則

1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

2 改正後の伊勢原市緊急経営支援特別資金融資要綱の規定は、平成11年度融資実行分から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成17年2月4日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市緊急経営支援特別資金融資要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日告示第43号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

融 資 対 象 者	最近3箇月の生産額又は売上額が前年同期に比べ、概ね10%以上減少し、経営上著しい困難が生じている中小企業者及び協同組合等
資 金 使 途	緊急経営支援特別資金
融 資 限 度 額	中小企業者 1,000万円 協同組合等 1,000万円
融 資 利 率	市長と取扱金融機関が協議して定める率
融 資 期 間	6年以内
返 済 方 法	原則として割賦返済（据置期間6箇月以内）
保 証 人	原則として法人の代表者を除き不要
担 保	必要に応じて徴求する。
信 用 保 証	必要に応じて付する。
申 込 書 提 出 先	取扱金融機関
融資対象者の資格 認定の申請先等	伊勢原市緊急経営支援特別資金融資対象者資格認定書（別記様式）を伊勢原市融資担当課へ提出し、認定を受けたのち融資の申込みを行うこと

別記様式（別表関係）

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資対象者資格認定書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号  
資本金 万円 従業員 人

伊勢原市緊急経営支援特別資金融資対象者資格の認定を受けたいので申請します。

1 融資の申込内容

- (1) 申込予定金額 万円  
(2) 申込予定日 年 月 日  
(3) 申込金融機関

2 融資対象要件

区 分	最近3箇月（ 年）			前年同期（ 年）		
	月	月	月	月	月	月
売上額又は 生産額						
合 計	(A)			(B)		

$$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 = \boxed{\Delta \quad \%} \geq \Delta 10\%$$

上記の者は、本制度の融資対象者の資格要件に該当することを認めます。  
(ただし、有効期限は認定日から3箇月間です。)

年 月 日

伊勢原市長